

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

ウイルス性肝炎患者（肝硬変・肝がん患者を含む）に対して、国が実施している現行の医療費助成の対象は、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されており、これらの治療法に該当しない肝硬変・肝がん患者の入院・手術費用等は非常に高額となるにもかかわらず、助成の対象外となっています。

そのため、肝硬変・肝がん患者は、より重篤な病態に陥り、就業や生活に支障を来し、精神的、肉体的に苦しみつつ経済的、社会的にもひっ迫している状況であり、一層の行政的、社会的支援が必要です。

また、身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度では、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していません。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、下記事項を実現するよう強く求めます。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年3月19日

江戸川区議会議長 高木 秀 隆

衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣、厚生労働大臣 あて